

事 務 連 絡
平成30年7月3日

各県道路事業担当課長 殿
政令指定都市道路事業担当課長 殿

北陸地方整備局 道路部
地域道路課長

横断歩道橋の点検及び措置について

標記については、別紙平成30年7月3日付け事務連絡のとおり北陸地方整備局地域道路課長あてに通知されているところです。

貴県及び貴政令指定市へ参考送付いたしますので、貴管内の市町村に対しても、周知されますようお願いいたします。

事務連絡
平成30年7月3日

各地方整備局道路部	道路管理課長	殿
	地域道路課長	殿
北海道開発局建設部	道路維持課長補佐	殿
	地域事業管理官	殿
沖縄総合事務局	道路管理課長	殿
	道路建設課長	殿

国土交通省 道路局

国道・技術課	課長補佐
国道・技術課 道路メンテナンス企画室	
	課長補佐
環境安全・防災課	課長補佐

横断歩道橋の点検及び措置について

横断歩道橋については、道路法施行規則第4条の5の2の規定に基づき近接目視により点検が行われているところですが、階段部と歩道橋本体（上部構造及び下部構造）との接合部の耐震対策がなされていない場合は、大規模地震時に階段部の部材が外れる恐れがあります。

記録がある平成7年の兵庫県南部地震以降、横断歩道橋の上部構造及び階段部の落下による人身事故は発生していないところですが、各地方整備局等においては、点検時に階段部の接合部の状況を十分に留意し、横断歩道橋の利用実態等も踏まえ、必要に応じて大規模地震の発生に備え、落下防止対策などの措置を計画的に実施するようお願いいたします。

また、各地方整備局等におかれましては、貴管内の都道府県、政令市に対して、情報提供をお願いします。

記者発表資料

国道51号 伊能歩道橋（成田市伊能地先）の一部通行止 に関するお知らせ

～著しい損傷が発見されたため、横断歩道橋の通行止めを行います～

千葉国道事務所が管理する国道51号伊能歩道橋において、本日横断歩道橋の定期点検を行った結果、階段部を支える部材に著しい損傷が確認されました。

このため、横断歩道橋について、10月25日（木）14時より、通行止めを行っております。なお、本線（車道部）の交通に影響はありません。

今後、応急措置を実施し、引き続き横断歩道橋の詳細調査を行い、復旧方法を検討します。

周辺の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。なお、通行止めの解除等については、別途お知らせいたします。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、千葉県政記者会、成田空港記者会

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 千葉国道事務所

電話 043-287-0311（代表）

副所長 生島 賢治 管理第二課長 敦賀 昭仁

位置図

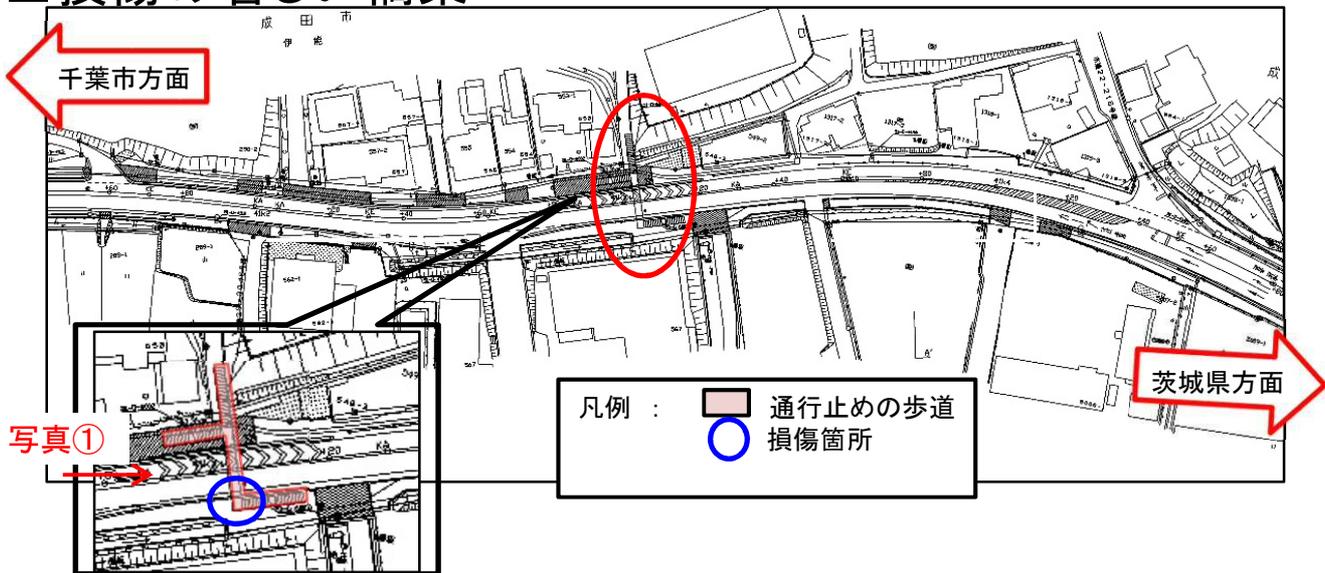
4



国道51号 伊能歩道橋
成田市伊能地先

出典：国土地理院ホームページ

損傷の著しい橋梁



損傷箇所 2018年10月撮影



○ 損傷部



国道51号 伊能歩道橋の「迂回路」のお知らせ

大変ご不便・ご迷惑をおかけしますが、
前後の交差点への迂回をお願いいたします。



出典:国土交通省 国土地理院

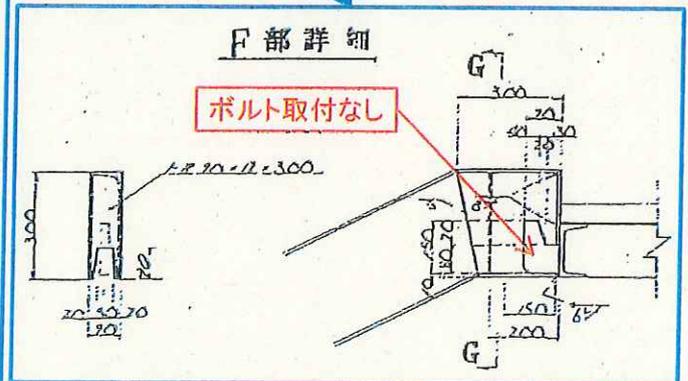
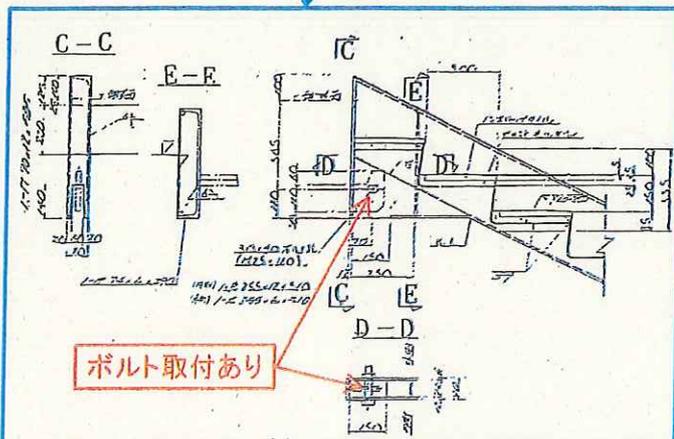
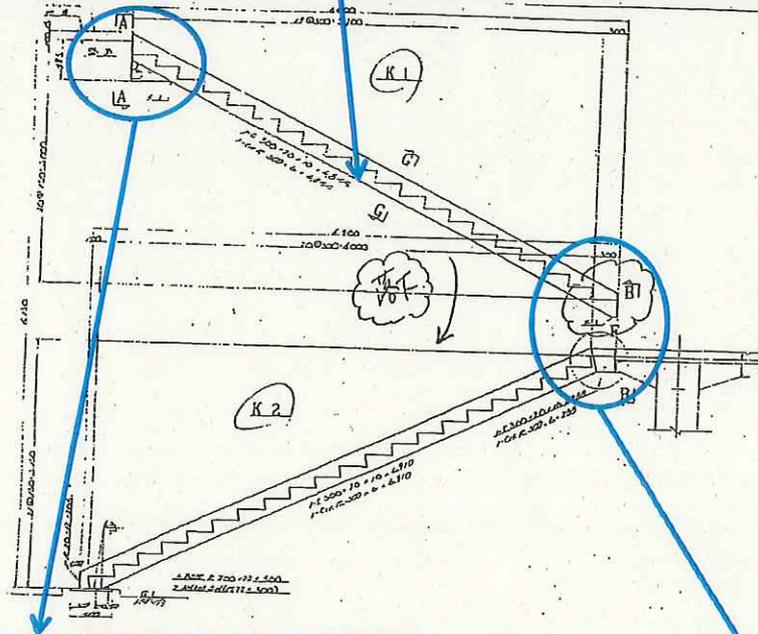
地震による横断歩道橋階段部の落下事例

地震	歩道橋名	完成年	損傷形態	階段部の 取り付け構造
平成7年 兵庫県南部地震	長田歩道橋	昭和45年	階段部の落下	ボルト取り付けなし
	三宮歩道橋	昭和45年	階段部の落下	ボルト取り付けなし
	米谷歩道橋	昭和50年	階段部の落下	ボルトの状態不明
平成23年 東北地方太平洋沖 地震	霞目歩道橋	昭和52年	階段部の落下	ボルトの状態不明

1995年兵庫県南部地震の事例

長田歩道橋(S45.1竣工)

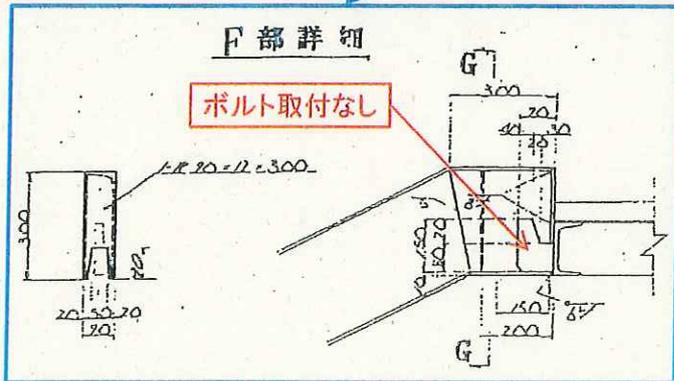
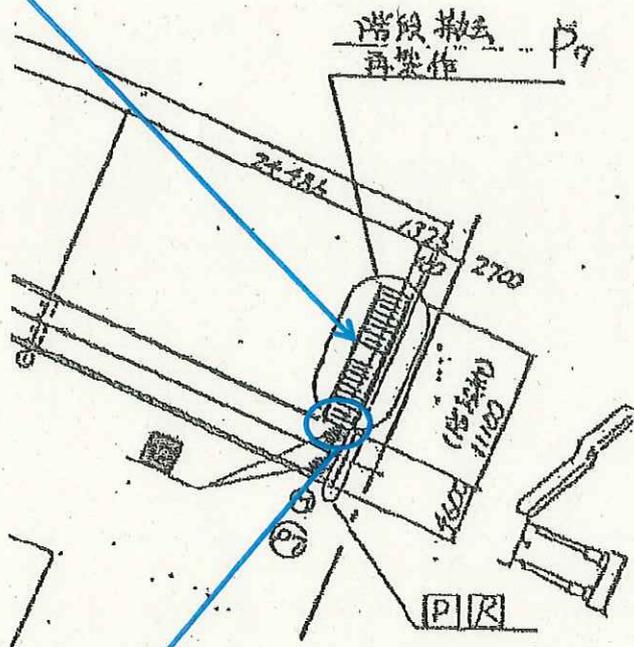
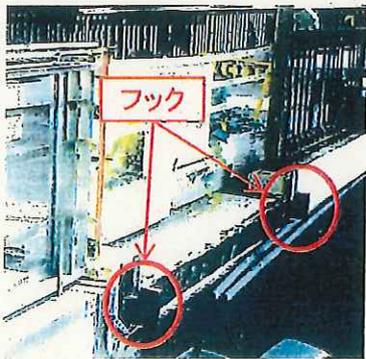
適用基準:建設省制定 土木構造物標準設計V横断歩道橋(S42.5)



1995年兵庫県南部地震の事例

三宮歩道橋(S45.6竣工)

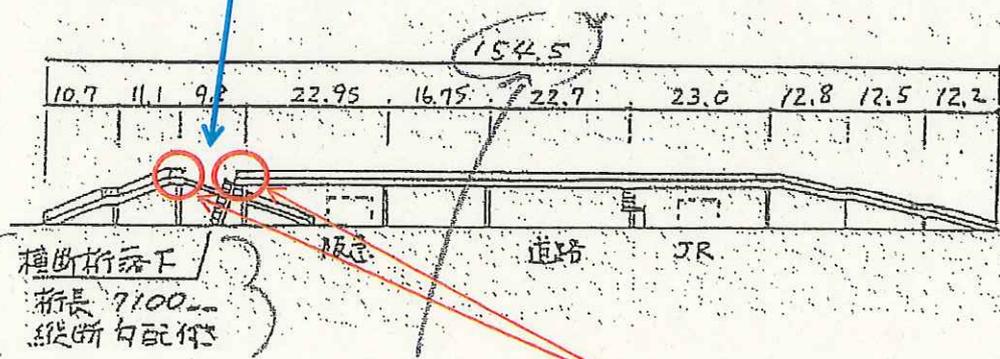
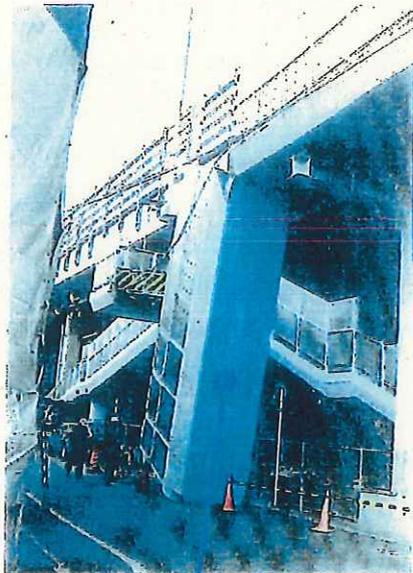
適用基準:建設省制定 土木構造物標準設計V横断歩道橋(S42.5)



1995年兵庫県南部地震の事例

米谷歩道橋(S50.12竣工)

適用基準: 建設省制定 土木構造物標準設計V 横断歩道橋(S42.5)



報告書によると、斜路付きにはボルト取付ありと
なっているが、詳細図面がないため
落橋部に取付いていたかは不明

2011年東北地方太平洋沖地震の事例
霞目歩道橋(S52竣工)
適用基準:不明

